最終更新日：2017年12月27日
アクセルマーク株式会社
代表取締役社長　尾下　順治
問合せ先：経理財務本部　（TEL：03-5354-3351）
証券コード：3624
http://www.axelmark.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、長期的な競争力の維持向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの強化と充実が経営の重要課題と認識しております。株主やパートナー企業等全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たしつつ、効率経営を推進し、高収益体質を目指して企業価値増大に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はマザーズ上場会社としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社セプテーニ・ホールディングス	1,306,500	29.89
尾下 順治	165,300	3.78
日本証券金融株式会社	106,200	2.43
UBS AG LONDON ASIA EQUITIES	89,700	2.05
松井証券株式会社	74,100	1.70
株式会社SBI証券	64,600	1.48
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	63,200	1.45
長谷川　幹	61,100	1.40
J.P.MORGAN SECURITIES PLC	30,800	0.70
株式会社アサツーディ・ケイ	30,000	0.69

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	9 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐藤　理一	他の会社の出身者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤　理一		―――	インターネットビジネスに関する豊富な経験及び企業経営に関する知見を有しております。これらの経験や知見を活かし、事業方針の決定及び取締役の職務執行に対する監督機能としての役割を十分に果たす事が出来るものと判断したためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

常勤監査役及び非常勤監査役である監査役3名は取締役会に出席のほか、取締役等から直接業務執行について聴取、重要会議への出席、営業の報告の聴取や重要な決議資料等の閲覧などを行っております。内部監査室（担当1名）は事業の適正性を検証し、その結果を社長に報告しており、常勤監査役に対しては直接、監査実施内容及び改善状況の報告を適時行っております。
また、内部監査人、監査役及び監査法人は定期的に協議し、監査内容について意見交換を行っており、それぞれの相互連携が図られております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
河辺　吉幸	他の会社の出身者													○
長生　秀幸	税理士													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
河辺　吉幸	○	独立役員として指定しております。	前職においても、監査室室長や監査役を歴任し、豊富な経験・見識を有していることから、適任と判断したためであります。 また、形式的には、上場管理等に関するガイドラインIII 5.(3)の2に定められる事項に該当せず独立性が高いと考えられること、及び実質的には、常勤の社外監査役として、会社の内部を日常的に監査し得ることから、独立役員として指定することにより、よりその職責への責任感、ひいては監査の実効性を高め、当社のコーポレートガバナンス強化に資すると判断したためであります。
長生　秀幸		税理士	税務・会計の専門家としての高い見識を、監査に活かして頂くことが、当社のコーポレートガバナンス強化に資すると判断したためであります。

[独立役員関係]

独立役員の人数	1名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値を持続的に向上させるためには、株主と経営者の利害を共有化するストックオプション制度の導入は有効であると考えております。過去に付与したストックオプションの状況については、有価証券報告書に記載をしております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

経営参加意識を高め、企業価値向上を目的として、当社社内取締役、従業員を、ストックオプションの付与対象者としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬等の額の決定に関する方針を定めておりませんが、取締役個々の報酬につきましては取締役会の決議、監査役個々の報酬につきましては監査役会の協議によっております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役又は社外監査役を補佐する担当セクションは経理財務本部であります。
また、取締役会の日程を早期に通知し、社外取締役又は社外監査役からの質問がある場合は、その質問に対し、経理財務本部が回答する体制をとっております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1.コーポレート・ガバナンスの体制
当社は会社機関として、会社法に規定する取締役会及び監査役会制度を採用しております。取締役会は代表取締役の業務執行の監督及び監視を行い、監査役会が取締役会の職務執行の監督について監査を行う体制となっております。
取締役会は、本報告書提出日現在、3名で構成され、会社法で定められた事項及び当社の経営に関する重要事項等について審議・決定する機関とし、原則として月1回開催しております。なお、本報告書提出日現在、社外取締役は1名となっております。
監査役会は、独立役員1名を含んだ監査役3名(うち、社外監査役2名)で構成され、経営の適法性・効率性について総合的にチェックする機関としており、監査役3名はともに、取締役会に出席して、意見を述べております。
監査役会では、監査方針の決定、会計監査人からの意見聴取、取締役等からの営業報告の聴取等を行い、その監査結果について意見を交換し、監査の実効性を高めております

2.監査役の機能強化に向けた取組状況
監査役は、監査役会において監査方針の決定、会計監査人からの意見聴取、取締役等からの営業報告の聴取等を行い、その監査結果について意見を交換し、監査の実効性を高めております。
また、監査役会及び取締役会に出席するだけでなく、常勤監査役を中心に監査計画を立案の上、内部監査室、補助使用人(監査役の求めに応じ決定する監査役を補助すべき使用人)、会計監査人と連携しながら監査を遂行し、必要に応じ証憑の精査を行って監査の実効性を担保しております。
監査役の見識・経験におきましても、当社が選任している3名の監査役は、前職において監査室室長を務め監査実務に精通している者、法務に関する豊富な経験を有し且つ監査役を経験し監査実務に精通している者、税理士として専門的知識を有する者、いずれも監査役として必要な実

績･見識を有する者で構成されており、その豊富な実績･見識により監査の実効性を担保しております。
さらに当社では、常勤の社外監査役を独立役員として指定することにより、その職責への責任感、ひいては監査の実効性を高め、監査役の機能強化を図っております。

3．内部統制システムの整備状況
当社では、「内部統制システム構築の基本方針」が制定され、業務全般における業務分掌規程及び職務権限規程が整備されており、当該規程の定めに基づき各職位が明確な権限と責任をもって業務を遂行しております。
そして、業務の適切な運営と内部統制のチェック機能の徹底を図るために、内部監査室は当社の内部統制上、重要な役割であると認識しております。この内部監査を行う部門としては社長による直接の指示のもと、内部監査室（担当1名）がその任に当たり、監査結果は直接社長に文書で報告されております。さらに被監査部門に対しては監査結果を踏まえて改善指示を行い、その後は遅滞なく改善状況を報告させることにより内部統制システムを強固なものに改善し、内部監査の実効性を担保しております。
また、金融商品取引法における「内部統制報告制度」への対応を徹底するため、会計監査人との連携の下、財務報告に係る適正な内部評価が行なえる体制を構築しております。当社は今後も同体制の維持に努めて参ります。

4．リスク管理体制の整備の状況
リスクマネジメント体制は、各取締役が自己の分掌範囲について責任をもって構築しており、その運用状況については、監査役及び内部監査室が監査を行っております。また、コンプライアンス体制確立のため顧問弁護士、顧問司法書士、顧問税理士等社外の専門家に必要に応じてアドバイスやチェックを依頼しております。
また、当社は情報セキュリティに関するリスクを恒常的に管理するため、既に当社が認証を受けている情報セキュリティマネジメントシステムの継続的維持に努めております。そのため、取締役から最高情報セキュリティ責任者（以下「CISO」といいます）を選任しております。当該CISOは、社内の適任者を選任の上、事務局を組織し、当該事務局員とともに研修･監査を行い情報セキュリティマネジメントシステムの徹底を図っております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社は、長期的な競争力の維持向上を図るため、コーポレート･ガバナンスの強化と充実が経営の重要課題と認識しております。株主やパートナー企業等全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たしつつ、効率経営を推進し、高収益体質を目指す仕組みを確保する目的で、会社機関として、会社法に規定する取締役会及び監査役会制度を採用しております。
取締役会は代表取締役の業務執行の監督及び監視を行い、監査役会が取締役会の職務執行の監督について監査を行う体制となっております。取締役会は取締役3名で構成しておりますが、内1名は社外取締役とし、経営の監督機能の強化を図っております。また、取締役の任期を1年とし、毎年株主の皆様による信任を得ることにより、緊張感ある経営を担保しております。
監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され、経営の適法性･効率性について総合的にチェックする機関としており、監査役3名はともに、取締役会に出席して、意見を述べております。また、常勤監査役を独立役員として指定することにより、その職責への責任感、ひいては監査の実効性を高めております。
以上の理由から、上記コーポレート･ガバナンス体制が最も当社に適すると判断し、採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避し、12月の中旬に株主総会を実施する予定であります。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	企業内容の開示に関しては、金融商品取引法及び東京証券取引所が定める適時開示規則に則って実施をし、投資判断に影響を与える重要情報に関して、総ての市場参加者が平等に情報を入手出来るよう努めてまいります。また、IRの基本方針については、(1) 適時性、(2) 公平性、(3) 継続性、(4) 正確性、(5) 明瞭性、(6) 双方向性という6つの方針に従い、実施してまいります。	
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表の都度、四半期ごと定期的に開催して参ります。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにIR専用のページをつくり、決算情報や適時開示資料、有価証券報告書や会社説明会で利用したデータなどを開示してまいります。	
IRに関する部署 (担当者) の設置	経理財務本部内にIR担当者を配置し、代表取締役や情報取扱責任者と連携を密にとりながら、より良いIR活動を進めてまいります。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業内容の開示に関しては、金融商品取引法及び東京証券取引所が定める適時開示規則に 則って実施をし、投資判断に影響を与える重要情報に関して、総ての市場参加者が平等に情報 を入手出来るよう努めてまいります。また、IRの基本方針については、(1) 適時性、(2) 公平 性、(3) 継続性、(4) 正確性、(5) 明瞭性、(6) 双方向性という6つの方針に従い、実施してまい ります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の決議をしております。

1．企業運営の基本方針
インターネットを通じて、エンターテインメントをより多くの人に、たくさん届けることが当社の使命と捉え、当社は『「楽しい」で世界をつなぐ』という経営理念を掲げる。
この経営理念を永続的に達成するために求められる適正な業務執行を担保するため、以下の内部統制システムに関する基本方針を定める。

2．内部統制システムの基本方針
(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
a 当社は、役職員に法令・定款・社内規程・行動規範、社会倫理の遵守を徹底させるため、コンプライアンス委員会を組織し、代表取締役が委員長を務める。代表取締役は社内の適任者を選任の上、事務局を組織し、事務局員に適時指示を行い、コンプライアンスを遵守する風土の醸成を図る。
b コンプライアンス事務局は、全社のコンプライアンスプログラムの構築・維持・管理及びコンプライアンスプログラムに関わる役職員への研修・監査を行う。
c 役職員は、職務権限規程、業務分掌規程等、社内諸規程を遵守し適切な職務執行に努める。
d 当社は、社内通報窓口として「アクセルマークグループヘルプデスク」を設置し、法令違反・倫理違反の早期把握を図る。
e 内部監査室は、監査役と連動して、常時社内における役職員の業務執行を監査し、法令・定款・社内規程・社会倫理に違反する行為の把握に努める。もし、当該違反行為を発見した場合、速やかに取締役、監査役に報告の上、是正を図るとともに、再発防止策を考案・実施する。
f 当社は企業の社会的責任を認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、毅然とした態度で対応し、警察当局、顧問弁護士等と協力・連携を図り一切の関係を遮断する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
a 取締役は、法令・定款・社内規程に基づき、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存する。
b 取締役及び監査役は、社内規程に従い、常時、これらの文書等を閲覧することができるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
a 経営リスクを管理するため、取締役会は中期経営計画を策定・決議し、当該計画に基づき、毎期首に単年度事業計画及び予算を策定・決議して投下資本配分を決定するとともに、予算の達成状況を常時注視し、業績の進捗状況を厳格に管理する。また、部門を担当する取締役が、さらに予算を部門部署毎に細分化の上、部署管理者に予算管理の意識を教育・指導し、部門の細部に至る管理を実施する。
b 法令遵守に関するリスクについては、前述（1）の通り。
c 情報セキュリティに関するリスクを恒常的に管理するため、既に当社が認証を受けている情報セキュリティマネジメントシステム（＊）の継続的改善を行う。そのため、取締役から最高情報セキュリティ責任者（以下「CISO」という）を選任する。当該CISOは、社内の適任者を選任の上、事務局を組織し、当該事務局員とともに研修・監査を行い情報セキュリティマネジメントシステムの徹底を図る。
＊ISO/IEC27001:2013 認証
認証登録番号：IS508638
d 財務報告に関するリスクは、財務担当取締役が、法令及び社内規程に基づき重要な会計に関わる事項を特定して取締役会に諮り、意思決定を得て適正な開示を行う。また重要な会計に関わる事項については、適宜監査法人等の社外専門家の監査、及び監査役の監査を受け、リスクを管理する。
e 危機管理については、発生した危機に応じて代表取締役、若しくは部門を担当する取締役を代表としてプロジェクトチームを組織し、かつ、当該取締役自ら指揮して速やかに対処し、危機の早期収束を図る。
f 代表取締役は、役職員に内部監査室の重要性を周知徹底させ、損失の危機を認識した場合には、直ちに内部監査室若しくは監査役に報告するように指導する。
g 内部監査室は、厳格に監査を行い、損失の危険を早期に発見するように努め、当該危険を発見した場合は、速やかに取締役会、監査役会、該当部署に通知し、危機の早期収束を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a 取締役会規程に基づき、原則月1回取締役会を開催し、法令又は定款で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役相互の職務執行を監督する。
b 取締役会において中期経営計画を決議し、当該計画に基礎づけられた単年度事業計画に従い、各取締役が業務を遂行する。
c 取締役の日常の職務執行を効率的に行うため、職務権限規程、業務分掌規程等において職務権限及び責任を明確化し、正確かつ迅速な職務執行を行う。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
a 当社は、グループ会社の代表者において実施する月次会議において経営状況及び経営指標、その他発生若しくは発生が予想される損失を適切に報告し、重要な意思決定については付議を行う等、グループガバナンスの遵守に努める。
b 当社の内部監査室は、子会社のコンプライアンス担当者と定期的に協議の機会を設け、グループ全体のコンプライアンス推進を図る。
c 当社のIR及び広報担当者は、子会社の担当者と定期的に協議の機会を設け、情報の共有を図るとともに、グループガバナンスの向上を図る。
d 子会社の取締役又は監査役を当社から派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督又は監査を行う。
e 子会社の経営についてはその自主性を尊重しつつ、事業の状況について定期的に報告を受け、かつ、重要事項については事前協議を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
a 監査役の職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）については、監査役の依頼により、取締役との協議により決定する。
b 補助使用人は、監査役が要望する事項について内部監査を行い、その結果を当該監査役並びに監査役会に報告する。

(7) 前記(6)の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の前記(6)の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
a 補助使用人は、監査役の補助業務を遂行する限度において、当該監査役の指揮命令に服し、他の取締役の指揮命令が、監査役の補助業務

に反し、又は阻害するものである場合には、当該指揮命令に従う義務を負わないものとする。
b　補助使用人の人事異動に関しては、予め常勤監査役の同意を必要とする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
a　当社は、監査役監査基準を定めて、監査役の監査権限を役職員に明確化する。また、当該権限を監査役が行使する場合は阻害することなく適切に監査に協力する。
b　取締役は、以下に定める事項を認識した場合、速やかに常勤監査役に報告しなければならない。
ア. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
イ. 重大な法令・定款・社内規程違反
ウ. その他コンプライアンス上、重要な事実
c　取締役会は、毎月の経営状況、経営指標を常勤監査役に報告しなければならない。
d　役職員は、前記bに関する重大な事実を認識した場合、直接監査役に報告することができる。

(9) 前記(8)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役への報告をした当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

(10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項
当社は、監査役の職務執行で生ずる費用の前払い又は支出した費用の弁済処理を速やかに行う。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a　監査役は、必要と認識する場合はいつでも役職員に対してヒアリングを行うことができる。
b　監査役は、前記(8)bに定める事項を認識した場合、自らの判断で弁護士、公認会計士等、社外の専門家と協議することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
　当社は企業の社会的責任を認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、毅然とした態度で対応し、警察当局、顧問弁護士等と協力・連携を図り一切の関係を遮断します。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
　法務担当者を反社会的勢力に対する専任担当者と位置づけ、反社会的勢力排除の体制を構築しております。具体的には、当該担当者を中心に警察、弁護士等との連携を強化、反社会的勢力に係る情報の収集及び報告体制の構築、役職員への研修を実施し、社内において反社会的勢力排除の風土を醸成しております。

3. 外部専門機関との連携状況
　緊急時に備え、専任担当者を通じ所轄警察担当者との関係を構築いたします。また、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター等、関係団体との関係も強化して参ります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示体制
当社における適時開示の情報取扱責任者は、代表取締役であり、担当部門は経理財務本部であります。
開示情報の収集、開示文書の作成及び開示手続きについては、情報取扱責任者の監督のもと、経理財務本部のIR担当者が実施しております。

2. 各情報の把握体制
(1) 決定事実
決定事実に属する重要な重要事実につきましては、情報取扱責任者主導のもと、月1回開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、決定事実に関して常に把握しております。

(2) 発生事実
発生事実に関する情報については、当該事実が発生した部門の長を管理責任者とし、重要事実が発生した場合には速やかに情報取扱責任者及び経理財務本部のIR担当に報告することになっています。
また、情報取扱責任者は、定期的に実施される各部門の長及びマネージャーとの会議を通じて、発生事実に関する情報の収集に努めております。

(3) 決算情報
決算情報については、経理財務本部が主管となり、月次決算を実施し、取締役会へ報告しております。また、各四半期決算に関しても、経理財務本部が主管となり、取締役会へ報告し、承認を得ております。

3. 適時開示の必要性の判断
情報取扱責任者及び経理財務本部のIR担当を通じて収集された重要な決定事実、発生事実及び決算情報については、最終的には情報取扱責任者の監督のもと、経理財務本部により、金融商品取引法等の該当法令及び東京証券取引所の定める適時開示規則に基づき開示の必要性を判断し、その内容・時期を決定しております。
また、必要に応じて、会計士（監査法人）、弁護士等の外部専門家の助言を受け、客観性、適法性、妥当性の確保に努めております。

4. 東京証券取引所への適時開示手続き
上記の手続き後、最終的に情報取扱責任者の確認を経て、経理財務本部IR担当より東京証券取引所への開示手続きを迅速に行うよう努めております。

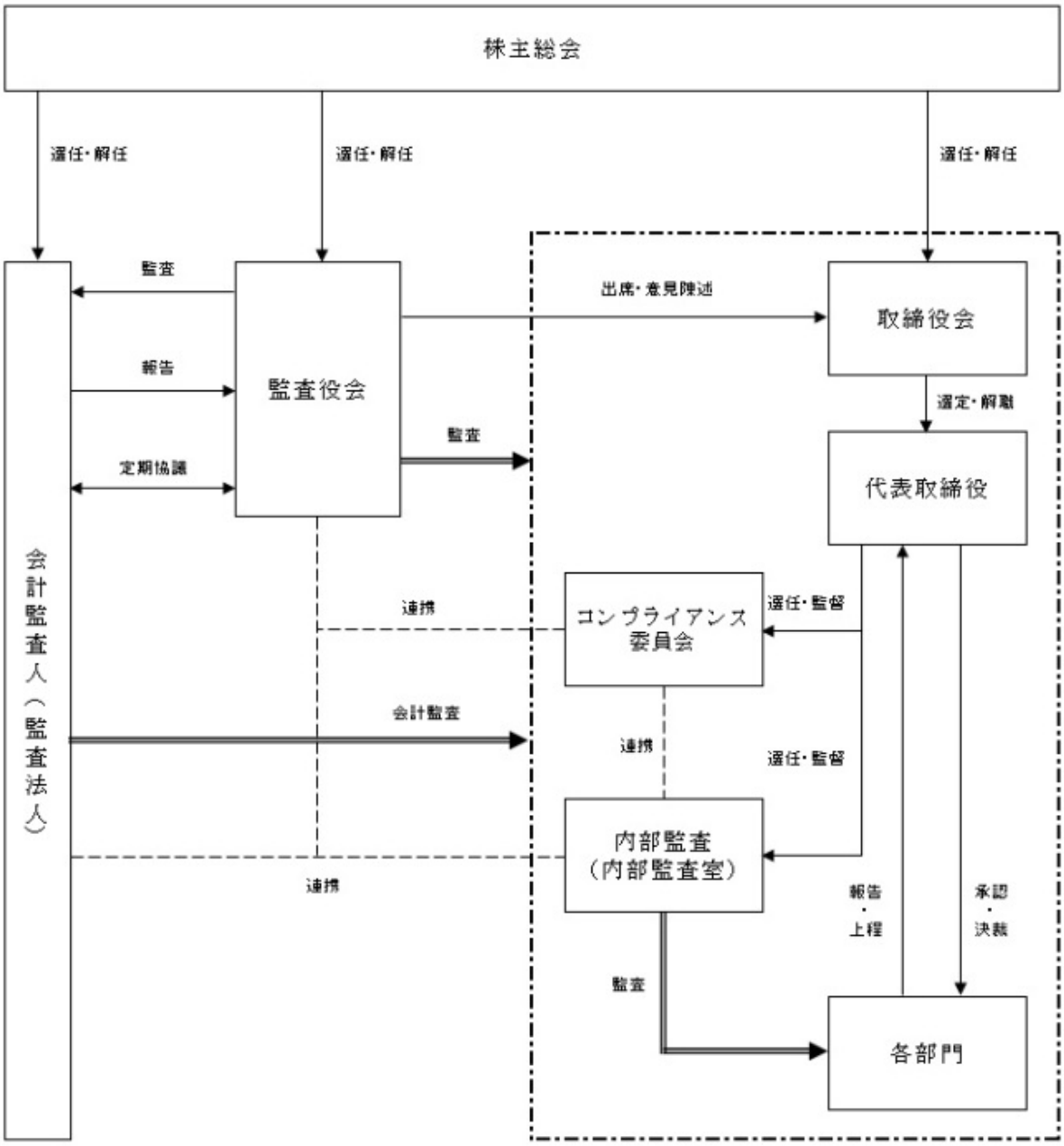
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
監査
出席・意見陳述
取締役会
報告
監査役会
選定・解職
監査
定期協議
代表取締役
会計監査人（監査法人）
連携
コンプライアンス委員会
選任・監督
会計監査
連携
選任・監督
内部監査（内部監査室）
連携
報告・上程
承認・決裁
監査
各部門